成形圖說

農事部

十二

和書門
類 二二五四九 號
一一七 函
一 架
三〇 冊

内閣文庫
和書
類 二二五四九 號
三〇 冊
一九六 函
一九 架

内閣文庫
番號 和 22549
冊數 30 (12)
函號 196 101

国立公文書館
National Archives of Japan

成形圖說卷之十二

目錄

水利　附旱潦
堤防
堰埭
柴柵
石籠
樔杙　附楗
陂塘
瓦竇　附架槽

明治九年購求

閘門
桔槔　附水斗
筒車　附恒升車
水碓　附槽碓
水平
水則

成形圖說卷之十二

農事部　水利類

水乃久保佐　書紀○凡植物の類を土宜を知ると久佐保乃解あるとそを地より利あるといふを仰ふ

水利　杜氏通典○沿革云井田廢溝澮堙水利所以作也本起於魏李悝

蕃名アーンホウデインングテル・ワアトル　以上水利

ドローグテ　旱　ワアテリンング　潦

水利とハ遠く水土乃便利よりしき所を持ていふなり

安政平十二第ゑ曰夫助抑の方ハ水利を助て其害を抑ふ水利あり水害あり水ハ火食衣ると火災衣ると雷ゑ火と砲ゑ薪炭の伐ありて火害と助抑ふ火勢と抑ふ水害と設て水害と抑ふ火災の抑ふの影響なり凡水乃地中まあるハ日の天ゑ暴ゑこ

とく天より降る水を雨といふ天水の絶たる河海
皇国万葉よハ雨を天津水といふより又大洋海よハ雨を
ちまたのものといふ是ハ天日の光ハ合り照らはを
ひいてとと四方の国と中ハ寒暖の差わること
大海のもハ地おと環て壊ようとすれども地ハ
高下燥濕の異ありて動ハ高所ハ乾く山上ハ特ハ
所内金剛山ハ七千五町乃西ハ山わと東ハ湯殿ヶ岳
山上ハ四季ハ雪ハ水あり人間ハ水及ハ草木鳥獣ハ
皆天日の御蔭ハ無ハ生育ハ草木ハ
草木ハ生ハ天日ハ向ざるハ無しなハ水土を相

とのハ天日を天あてとなきことなる潤按ハ火水
ハ天地の神物日月の霊気ハ凡有生の属ハ二の元気
よりて形生ハ故ハ人畜ハ以空精の金石ハ水
ハ変化して以水の二ハ潤ハ壊滅変化して
ハ形ハ現在の諸明ハ天地ハ土木金と称
ハ異邦の説ハ地の植生ハ土金と人間
ハ陰陽乃形自のおに又五行と云ハ五
ハ水火土木金ハ配ハ或ハ他の名義ハ
船ハ水ハ邦のむりハ天と無辨
ハ中ハ土と地ハ紙ハ日と天の霊ハ異を名

て日水と號し夫大祖ハ日神ふして月讀尊ハ滄海を
治とゝのゝまてを殘　邦火水の二と雷とゝゝゝゝ
尊し以為日と水の德ゝゝゝて人間生出せの主船人と
ありてゝゝるゝゝゝゝ陰陽とゝゝゝのゝりてゝ火ゝゝる
ゝあゝゝゝゝゝ一乃月ゝりて火ゝの德とゝゝ世
是故ゝ天と地とその間ゝ行ゝ空隙ハ日月ゝゝて生ゝ
し海水の潮ハ月ゝゝて持引あり海境て大水とゝ
この二乃氣息相色ゝ体ゝゝ人間出生し禽獸草木金石
草木一切の萬物まて出ゝゝるゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ火とゝゝゝゝゝ形氣ありて淳粹ゝゝ生ゝゝゝゝゝゝゝ

ゝ隨ゝ相ゝ成ゝ形ゝ姿ゝ而ゝ動ゝ化ゝ　ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

て黙察仕奉きまゝにやさて天日よ立て生くの恵
あるハ即水なるハ地よりおいてハみな生ゝといふよ
地にくゝみあつまる所を氏の住居もあゝと樹藝の乃も施
もざるゆゑ何ものの膏壌(コエツチ)なりとも瘠地(ヤセチ)よ者まることと
なりかゝ其所を深く打(ウチ)鑿(ホリ)なりて樹藝(ハラサト)を仕(シタク)
ふ工夫なるべし百業集よ大君ハ神ましまやは素乃
川荒山神よ海とまたうとを流めると氏の水利と得
さるゆゑ大地と極ふやもいと恩澤と被(カウ)ふ
は氏を慈と仰きなりて天皇ハ実よ現神(アラヒトガミ)なと崇しませ
はうの大山中ともこの池ともあしまもらぬと称しまり

し也 畧解よ白豊御猟の時乃反答とハ必ずとを為し時
の寄よておよ端書ありしの義失しなるべしの
考なに何 又ハ石に坐て有れ共石の沙礫
なるゆゑ
あと交る所ハ出水ふしと天水を保ち温気と事て
のつゝ湿潤の気ありいふもしてみとうきみ田と
あるは上腴の美稼と得つし素より水源もあり地利も
よ流しき不毛ハ何れいろいも及もしみ利あき不毛
天日此実さゝ実ぐき地あゝハ人力と者さんにいうな
る高原曠野(タカハラアラノ)なりとも氏と業(イトナム口サ)と仕(ナシ)ると
とゝ色りゝ次第は夏の相域よ等みどりとは必気
の照徹(テリトホリ)て水気の潤と不為ると梅雨(サミダレ)乃後土地も殊よ潤

但いまの土は天日此火氣みきかりは焦り乾戸あるもハ
あつくと蒸すつるとなりて火乃湯胸あるれハ物生し
つくしされも北より南ハ人間も多く出生し紙者も地
是につまて繁と殖ゆ之れ土の利常は隆地つ偏て寒土
に開ぬ之れは水氣を常に北はありて稲種を播ふ
来寒つよく味もくまつ故は人の氣質も北方ハ強く
南方ハ弱し 凡南北つ偏体実ハ強柔は偏もつ者は地も有
は常今海内大平人繁おらき地も有
く今の蝦夷人なるとなりて 日本を古ハ從れるれハ
彼ハこと〳〵くあつしなるめと私は麻ハ想ふハ冰炭と
ふさるの説あり某は さつと為て疑ふ
日本中土と蝦夷の偏土と何ふて土はよりて人物とくらべるの
ハつ毒きて只毒物あるとハ適南島
北夷は古の遠制付る事ハありなり 今清王の燕乃地

に都せしも一ハ北虜と接るの遠為ふて南方ハ深は
是さるにあり是之大都會地ハ北方ら建ぬれハ南方
へ財散せと朔方に武裂ふく偏安あるやうの為ると
いつ是 ○山堂肆考云三代以上天運主於西北故戸口莫
盛於西北舜禹分天下為十二州淮漢以北居其九淮漢以
南居其三周公分天下為九州淮漢以北居其七淮漢以南
居其二三代以下天運主於東南故戸口莫盛于東南西漢
元始當天下十之一東漢建安當天下十之二西晉太康當
天下十之三唐開元當天下十之四宋元豊當天下十之五
是蓋主運ふ用て論ふ之 本邦の社者と夷攻ふは 天

孫西州ヨ都シ　神武中州ヲ建ヨリテヨリ華夏ノ國ヲ治ム二千五百歳而後人衆ノ富庶今ノ東武ノ如キヲ以テ蓋天運西ニシテ復東ニ來ルヲ以テ始メ

崇神帝皇長子在ル之ヲ豊城命ヲ以テ尚武ノ象アル

ヲ以東國ヲ統治ス孫彦狭王　景行御運東山十五國ノ都督ヨ稱ヨ而姓王ヲ慕ヒ父母ノ如クニシテ子諸別王克先業ヲ受ヨ蝦夷自來ル地ヲ獻ル豊城命ノ後蕃衍東國ノ人多ハ中出自ミテ德禽獸ヨ孚シ政兆民ヨ得ラ以好是おのれ〻東國一方ノ君ヲ以後世風雲ノ會ヨ乘シ大將軍ヨ任ヲ人畫東國ノ村ヨ北

さ以ふ始日本武尊大ヨ畫て東夷ヲ征伐し豊城命右武の掠ヲ執て當東方ヲ治し隙風浸漸ニ來ル所ヨ故あるヲ知ヲ抑又地勢の天爲ヨ出ル字〇水土北陸ヲ以つるものハ地ハ廣ク人ハ多ク武の多ク出らさるヲ憂シ一國一郡に就ても都會ヲ以ハ人繁ク地ハ沃ヨ利あるヲ居ル稠ク蠶ゆ之耕種せんヲ求ルヲ以ハ水利あるヲ居ル稠ク民居ケキ地ハ自ヲ荒廢ヲ出ヲ穀物ヲ乏ク似ヲ以ヲ漢書平帝紀募徙貧民ヲ至徙所賜田宅什器假與牛犂種食ヲ云ヲ是ハ曠野の地ヨ移リ居ル

と作立の政あるもきうれとも南地は民と山方は徒さん
とすれとは配所は窮るくやうは逆るこあり人氣
の常に湯は向へ旦は土と情はの情自然あるゆえんな
是○法物は山國水國の家あり山は谷間谷川の
地多くも田も山田あれは旱歳は怕さもとも日あり
是河く宮のり少し水國は迫狹多く平田かちみくは日
あるよりもも洪水溢る時は為て家をあり
但地勢高き所は蔵やとしさは一國のうちは
山田も村田も互に間劇て低きる所は旱潦の災あり
も一方は若まあるのてはし海の神　天孫に教と

成形圖說卷之十二

八

是て兄作高田者君可作洿田兄作洿田者君可作高田為
然者吾掌水とらいしあり高田は乾燥の地雨に宜
し洿田は卑湿の地旱に宜し海神水幻を減て旱潦の備
とあり天言堂淺くあるもや凡水の性は上を
汉を流の紆行するは狂女の頸要娜うめし大川の紆に
洞ると性なるを直さまに極きりて手流と導を蛇
紆まる跡と紆田なるに年めるこあるとも性り堅
ゆえはいけくあるとも性り堅
或紆ゆえくあり再は修書をもちに却て書新る貫ら
ちさくに鍬こあり家と所は一方に
断るとと要池ぬれは一あり直治
の為隙と為るときは山陵に壞と屋壞を穿漏もと
紆は流るこあるも手敷急駿おし欠を刻
れは迫はく為分沒為は常に為押為紆ゆ
名に敢すはは川直しを漏あるとは自由にあるこ
多しとれに大雨は為時にあるは人馬もこ

八

[illegible]は瀦泥の[illegible]ハ禁[illegible]犯するより代しいくくとらるゝ限
なし弱女は押やもすれば[illegible]ハ物と数すれ共の為に結さるゝもがハ男
とまし[illegible]ハ長壽多のきと為つしさまハ[illegible]なあつるゝものハ之
と押[illegible]弁もして其地に頃より絶あし輓近浪華淡路等より
その人あるもく[illegible]懸巖を焚巖して赤と行と深度に志
[illegible]くゝを[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

此ものし生他の田ゆく堰坊川除をのおのゝ境界の
入組あるこの堰をし歌よまはまろのみをしゝあるて
いくゝんゝゝこゝをまゝゝゝせきりれ輟耕録袁介踏災行農
家爭水如爭珠と作り按ずに古事記に天之水分神國之
水分神あり注に分ハ分配なり万葉七に三芳野之水分
山とよめる注大和ものゝ分の大和河内摂津安芸
の所に水分の神社なし凡て高みを絶し功を成さむ
る神をいつりまるに此神社一を大和の国に多きハ
大あるより爭水の事をきゝ不審に田水は配分なるの神
ありしゝゝゝゝゝゝ此今の用水かゝり溝渠係ゝゝゝ

の吏とおれし出雲風土記に用水所集とありて用一に
八田の字に作りさゝゝ八田を用水といふおと晩に令
よも出てふるきあり東鑑文治四年三月十九日遠江
守義定使者參着於當國所領今下人等引用水之處近隣
熊野山領住民等相支之間起鬪亂相互及刃傷云々戰國
策云東周欲為稻西周不下水東周患之蘇子往見西周之
君曰君之謀過矣今不可水所以富東周也今其民皆種麥
無他種矣君若欲害之不若一為下水以病其所種下水東
周必為種稻而復奪之若是則東周之民可令仰西周而
受命於君矣又晉書云杜預修郡信臣遺跡激用渠清諸水

以浸稲田萬餘頃分疆判石使有定分公私同利衆庶賴之
歟曰杜父○水の精ゝとくらふ陰陽旱澇と云ふことありて
ふれ方を按排することゝなり五六月忠宵田に水の
涸さ宣敷おれしく二才汗あるハ端よゝ実のりあり是
を生上田地多り中田を一時歩ゝ水ゝ寸ちゝる故貧
ある者ハ下田ハ田すくなゝと大率ゝと○旱魃の患和漢
極雖ゝ万葉の歌ゝ雨障ゝ日の連バ樹し田を播し畠
を朝毎に萎枯過と諭是後漢書献帝時三輔大旱帝避正
殿請雨遣使者洗囚徒保輕繫是時穀一斗五十萬豆麥一
斛二十萬人相食啖白骨委積帝使御史侯汶出太倉米豆

為飢人作糜粥經日而死者無數帝疑賑恤有虚乃親於御
座前量試作糜乃知非實使侍中劉艾出讓有司於是尚書
令以下皆詣省閤奏收侯汶考實詔曰未忍治汶於理可杖
五十自是之後多得全濟○新儀式曰若四月以後八月以
前久不降雨必有請雨之事中略引神泉之池水灌京南之田
畝災旱尤甚農業多損或降詔命減除服御常膳之物又免
調庸租税之未納又遣使諸社奉幣祈請就中丹生貴丹二
社別令祈禱或令奉黒毛馬基長の歌ゝ神垣ゝ引駒の毛
乃色ゝて雨雲きたゝ丹生の川上ト部兼俱記曰一條天皇正暦二年六
月炎天連日萬物變色詔奉官幣於十九社又曰八九月間淫雨不霽必有祈霽

之事又於二社今祈禱奉赤毛馬ヲ行り是王芝の恒例ふ
ヲ故ふ 後醍醐天皇の大佛寺ニ里八丹生の川上ニ国と
迎し祈ふ ハ生れよ五月雨の宮 兼倶記曰 村上天皇康保三年閏八月霖雨經月
九天覆雲詔奉官幣於十六社凡隆旱こと に天使を丹生赤舟に参して
雨を祈しめ給ふこと史記ふ 皇極天
皇元年六月大旱徧禱祠宇終無所效於是八月甲申朔天
皇親幸南淵河上跪拜四方仰天而祈雨即雷鳴大雨遂雨
五日傳聞天下九穀登熟於是天下百姓俱稱萬歳曰至德
天皇と本紀に見えぬ 但國柱謹按ふ吾先祖大隅社宮
初ふ月を祭て雨ぬ偶といへる所居株社時夏の
第ぬ 殘り苗代を潤てもふしく渇
ふ 氏の祭大きふ

成形圖説巻之十二

ふ 因所大已貴乃神祠 延喜式内又小渓といふ所ふ
旱祭の神祠に渇して清雨の祭ふ ふ一首の歌ふ
ふ五月雨ハ雲ふ雨ハ雲ふ雨ハ乃雨ハ
ふ ふ ふ

以てきるとおのつゝ筆がゝるそがうちに仏詞まく
と言はゝ出るとき言霊乃
さきもふ言乃道ふまは言霊乃
ともぬふをもあやとてかぞう張皇してたゝしくい
のふしてしかゝさとしかたらふそ為し風わるていふ
しゝの奇ゝもハ硬くしく直まて後のハ泊ハくゝふ
れともそのさ法なまめありこハ戎事のおとろへぬる
ゝゝしまふを出ぬ世の頑てふうゝるを鋒の道し
ある事雲の助ろとも知ゝろ乃
まゝふきまゝせつゝ法ふゝゝふハ頑そハいつゝ亜
ゝゝ次とけるとや出渝うしゝ頑ゝゝ考ふいつゝく
いふしゝの顔ゝて手とせのさいゝ人のよ先亜ゝるゝ
ゝふゝ葉も月日とせふまゝくかはゝで花をみぢ和を昔
今泊ゝよをのけ泊先ゝ出ゝゝ考ゝゝる後
原寧楽ふぞのみ亜ま亜ふんと亜亜て山ゝゝの様泊や
しれ公と話ゝて年月和ゝもふむゝゝどゝてあゝおの
けゝゝ吾心胆よそゝ少ゝほ亜ふじゝゝ何ゝいふしゝ人
のん出く泊雅ゝふいゝゝかゝふ緑ゝはゝふゝ亜もぬ
ぞゝくゝゝゝゝゝきんゝゝいも思ゝゝゝゝのべしうく
て後ゝ百のふゝゝお文ぞゝとゝそゝんに頑ふハ頑き山と

城て里に出遠き海を渡りて國より利ゝゝゝめく世の中て
ふ為ハ物ふく事れくいゝこばゝゝふゝをもはゝとしゝまう
けぞゝゝゝゝゝゝ信ぞゝて純ふゝゝゝゝてゝゝゝ亜ゝ
ちまゝせしゝの出國の亜ゝゝゝゝ大通の神社神代
どもゝゝゝゝゝゝ

ふんとい〻べられどそはそゝかしくぶちうる世まてに人
のかんよ巧ほゆく言よまはとうせて欲とわざ〻さるれ
ぞおのりうよろしかれんよむりけ事あり古
人の世ゆくしてんゆくみやびうるとゆ事は拓て仕ゆの人
今番集へ下りて学ふづしこの郷をわられて仕ゆの人
古々歌集と事の本として学ぶかうよ一人としてたゝ集
歌集よ仰うる事よ拓しゆ人もゆえぞそうそのたゝ集
のんとも法くさと法るくんもしゆ拓ハ末より上と見れハ
事葉をぶて拓うゆうくゆくるくるくて上と
拓うめて事ゆ見よ高ふ世間と見わさむおとく
一国拓見ゆべしとの拓うとゆるゆ人上ゆるゆ人の
んハ撞うくく上ゆうくんゆれ人のんハ麿やをきがめし
よて学ハ上より下ゆをとゆ又ふの次故西洞院
風角の法とゆはりしじうし延喜三年ト部兼直伊勢へ
の動仕うけたゆうし常日と雨時を学ゆ家に本寮に
こと学てゆ拓しゆうゆ天使風わめの八事宮次ハ
らへゆあきうけきゆのうかけみんとゆけまはむま
の時より雨ゆきるうと新勅撰ゆ載ら見学れをいとめ
くたきゆとに思ふゆうかゆ学仕法をよゆ仕法へし
きれとゆく法ハよゆかうん神を感絪やゆ雨しゆんと言

に巧あ学て いの出さうんまは得ゆ学兵も雨ゆ学ゆ家
学兵法く出ゆうる法の法一ゆうゆうゆ出やる
ゆ学ゆれ学ゆに思神ゆあゆれ学ゆをゆくしゆうんゆを
ハ雨降時を祈ゆ俗説雑ゆ曰ゆ夫天神を祭て感雨し或雨を祈れ
也西国ゆて執事ゆ上使ゆ西ゆうゆ学ゆ天日時ハ正ゆ法貫金石のゆ
ゆて晴ゆうゆ或曰何ゆ学ゆ字ゆ字ゆ中的時を
ゆて渠ゆ分で天地人通ゆる
ゆ法ゆ法ゆ是一緊の徐ゆ匹天の
感ゆ天心ゆ感ゆ天地常人凡下の所及ゆ
ゆ法ゆ宋史ゆ王十朋凡歴四郡所至布上恩恤民隙朔望
會諸生学宮講経詢政僚属間有不善反復告誡俾之自新
民輸租俾自槩量聞者相告宿逋亦願償訟至庭温詞暁以
理義多退聽者人無不繪而祠之去之日老稚攀留涕泣越
境以送之思之如父母饒久旱入境而雨湖積霖入境即霽
凡禱必應誠不獨感人而亦動天地鬼神ゆゆゆゆゆゆゆゆ
は先祖ゆ奇ゆ国の為ゆ学ゆの為ゆ法ゆ一ゆいゆ出ゆれ
しゆ即ゆゆゆゆゆゆゆゆ

鮮大旱洪水の時止雨請雨國王親〻勞給まり鄙野より
ては地頭祭まて巫覡を必祭ふ事なり又沖繩王城間
切玉城より玉井〻〻靈泉あり國王毎年雨請の祭まり
光年沖繩旱の時國王の使る歌かゝて志と民の家ゝ
〻れ行ぬ者なれとも行まつゝの神巫覡まて大雨
傍沱〻〻行ぬつくハ海祇まて山あゝ〻りより豊見城高嶺
あゝ〻〻山嶽時て故城の址多しけ〻ハ明和年中潮平
親雲上土作の大島一深見屯しの活也海祇ハ豊玉彦
城祭〻〻〻〻れ古事記吾掌水〻行〻ハ祈雨の事也
宮〻〻〻と〻〻〻〻和訓栞より出やりて事実〻〻〻〻

成形圖說卷之十二

十五

より復此より七載〻〻文德實録曰嘉祥三年詔以武藏國奈
良神列爲官社先是彼國奏請和銅四年此神社之中忽有
涌泉自然奔出溉田六百餘町民有疫癘而愈人命所繫不
可不崇祀之 按ふ奈良神社ハ田道の靈社也田道ハ仁
德天皇五十五年蝦夷と戰死ス〻〻〻〻

水大ゝ涌出ることゝ水勢福田手解の用ゝ水を溉ぐ量し
凡源要ふき所ゝ泉の沸出ることゝあるゝ乃地中ゝ
循環ることゝなりゝ量し又古事記ゝ御井神ゝ事ゝ
井戸ゝ作て民の利と無しゝ世ゝ御功ゝ多しゝ国て称する
ゝいつり　王暦云凡欲穿井處於夜氣清明時置水數盆於其地看何星光最大而明定必有甘泉五雜
組云遇深山無泉之處掘井一二丈不得水者可束藴薫之而密覆其上火烟不得出必尋泉脉隙處潛通即它山數里
外泉皆能引而致之烟通則泉流矣北征錄云尋泉入山遠道及砂磧之處乏水者掘一穴容一二石許用濕蓬艾滿中
燒之猛火而閉一小穴相通四望之但見烟出之處不論遠近掘之得泉肺也妙哉石山中即近石掘之如山即草木掘
之砂磧擇高處掘之此能救急但烟出多水惟深更妙亦但尋煙出處皆有水一食頃烟未出者再開一穴求之無不得
泉肺也宜博志之朝鮮師律提綱云營辺如無水者以地中殼草水草之處及地有蟻穴其下必有伏泉可開井取水又

尋野獸跡蹄公路不遠有水如遇緊急水隨行者須用羊皮渾脫盛之或大葫蘆亦可是等の一件田土沃瀧の用ゝ
きの変ゝ知りて猶あるゝ知らし　孫義が書云山は國ゝ立て第一高ゝ
ものすて君の象なり山の草木つきて土砂の川谷ゝ落ゝ
るゝ上ゝ新人の富貴ゝ失のくゝ知らくゝ知らし渭
洛つきて裏亡ひゝ知らし樹ゝ枯らくゝ知らし渭洛
のつき者ゝ知らくゝ水上地山の草木つきて神氣うせ
流水ゝ第ゝ知らくゝ大雨ゝ土砂ゝ流し入て川
ゝうつみ流ゝ山ゝ崩ゝ川源ゝ埋ゝ知らくゝ
ゝいみゝ川ゝ法侯ゝ地ゝ崩ゝ山大澤
ゝは村ゝ山沢気ゝ通し雷象ゝ助ゝ神霊の約束ゝ

又播州備州の海邊より付くる牧郡の辺北の久立を
神氣及び播州ハ淡路島より起る久立と云ふ雲の俗物を
小豆島より雨雲起り京都迄江なれば六七月の暑より
久立とるハ湖の神氣はきっかけ京まで久立おい
れ東上北へつくまて深山多しそのあら高山崇嶽の
さまりられは靈氣あり淡路島のことき平坦なれ
ハ神氣も殘り等なれ神氣もうもし又付法國
ゆり松山と好ハ本ぶらやゆるきゆる松山ハ多
出りてと神氣の出るけふをなりつくし松山あはと
等生せとみつまて出る松はかるるふ雨露田畠ハ入

て八毒とあるり松ハ浦濱ちくよ相無乃本あり山を親
本ま高くハなし紳書曰越前杉原産集代まりて國乃
東南よりあるる白山より今たへつきる深二重もるり
ま二十里ちと美濃路へ出ぐく山行り本之ちけきとと
いるで分りなし此山と二万ま高ちて新ちて高む
ちの行り國ハ日くまおとろつる結すて既よかる
さ為つまに高ちに奉行乃集ちに法度ちれとふそ
の為と四へハ城下丹波橋川乃ち源ハかつ三川と云此
川の出るハ波山より発して高ちけて高ち本
ち付ハ丹波橋川おりくしく出川さて二を形橋まて

わたりもこれハ此國乃大雪なりしことなれど
雪もぶなへふりつゝしハ春よりもとまれ指乃雪
解て後溜こゝ解ゆるやせもそれぐゝ雪ハかくのごとし
なれど山ハ地ひの人ふこゝ色ゆの中まもうち人民魚
とまるへしこれのこゝ次こゝかしきを入して田畠
換土まゝいくゝとゝふもかりあるかゝし又此山乃
雪溜こゝ解ハこゝ夏もふりてこれを形こへ汁て
用みるこゝて早まても換土ゆしの雪一時ハ消るも
とゝゝハ去ハ大水ハ溜ゆし水早ふゝの換土一二

成形圖說卷之十二　十八

度と出て幾万あの換土まゝ流られもと
いゝたゝにこのすやゝぬゝ開田耕筆田近江表根
の陪臣大菅中貴父こゝの作也ゝ稔ゝ時或山家まて
不納と為るにつきてこゝ家の後山ハ林整茂せゝと又付
是と伐旁て代為ゝハかゝ未納ゝも及ゝまゝとゝ咎
む農夫いれられゝてハわゝのふもぐゝふゝとす
へゝゝゝゝゝゝ夫ハ何の事ゝと問ハしハ雪ハ降ゝ
ものゆゝわゝハはゝて前ゝゝものゝれハ林ゝりて防ゝぐ
れハ家をうゝゝふゝゝゝゝゝと為ゝゝ中貴父ハ古義を
好むゝゝれハはゝめてはゝぬ万策ゝふゝ雪ハ有日

まふふりて吉凶のおうしの冥あらはるくよりはるとふしく是まてあるハふりて霧ふかき塞とあらうるられバあるとハふるとあるれとゆめ也ゆうとへ
是凝雪ハ水氣あるあるよくつもりてハ蜜雪を見へし
雪もて酒まあるよ氣ふて昭しされハあるとハいふあ
らんと上田秋成ハ秋雨聞見録云王荆公好言水利有
小人諂曰決梁山湖八百里水以為田其利大矣荆公喜甚
徐曰策固善決水何地可容劉貢父在坐中曰自其旁別鑿
八百里湖則可容矣荆公笑而止予以為類優旃滑稽漆城
難為蔭室之語故書之百の利を況ものおもしかくこ

そあらうられ常理まあるの利ハ発明と喜てあるを計さ
るハ治ふハ捨亡の事の日ふ〳〵て未ぬ按ふ山水制
いふ〳〵色ふ也ふ織ふ弘仁十二年太政官符曰
一應禁制斫損水邊山林産業之務非只堰池浸潤之本水
木相生則水邊山林必須欝茂大河之源其山欝然小川之
流其岳童鳥爰知流之細大隨山而生夫山出雲雨河潤九
里山童毛盡谿流涸乾五畿内七道諸國山川海江濱野林
原等一切收入公私共之但山岳之體或於國為禮事須蕃
茂勿令伐損中大堰之岳專有禁制小川之山不在禁限因
百姓憚遠貪近川上山林任意伐採至有旱年既乏苗焦動

遭損害職此由也望請川谿泉源溝池等縱溉田水邊山林
藪澤不問公私悉加禁制並莫伐損令曰凡取水溉田皆從
下始依次而用其欲緣渠造碾磑經國郡司公私無妨者聽
之即須修治渠堰者先役用水之家若不今稲田用
水之係遠ふとの一二條を標して他日稽査を免きの枝
質なり

土積書紀○即堤坊也三代實録貞觀十一年勅
夫積土築堤尤為避水河決之害甚為難防
田手亦土手と書なり田中
の堤防義同し正韻築土遏水曰隄壩瀾亦堤なりC石
堤坊堤前漢書溝洫志據堅地作石堤勢必完安經解云以

舊坊為無所用而
壞之者必有水敗
蕃名デイキ
水ハあるみく防とあるは地官の秘訣なり要し
も術巧しくあの激ざ防やうにくして宥むるなりこと
あるもるよハ澤壹すて土勢を平かにするの術あり澤壹
すてあはしらるまは流と北は導きて流へさも直ま
南の方へ向て蓄げ防やうに導くを緊要とす流は
きれみるとて隄の表ハ水停ゆとと海のごくあれハ
出かくるめる洪あるとあるゆ海潮水ハく交こたかれやう
よあせとくふたるなり隄ハ望ハあ中へ埴土ハ望あ

いるゝはいとゝ死水のまくみあくを嚴出水の流衝
の直なる所ハ水敗なり○水出て堤を決るゝ事のおし
く倦むしるのカを拔て水性ゆゝして古堤と殘るゝと
多方ハ古六皆移りてよしよし水の強弱よりも堤ハ
廣く築置し○堤使場の吋腹付上重春ハ川表を腹付
よいゝと置し　細竹の根もて築置秋ハ堤裏と築置
て堤をもれなきなり
し熱して冬築る土ハ夏秋ゝもり土肥茅葦を夏
築るハ秋冬まりて土濟て岩安し○堤川表ハ柳と
う石面し何もの木ゝ上高き堤の為ゝ以柳
ハ多く優垂てよし　細葉柳ハ堤の腹ハ丸葉楊ハ堤
乃根ハよし根と池て生付ハ柳ハ土

を固めて堤の足場ゝ
つゝゝと楊の枝ハ土ハさ使ハいと紙根と池て築れ
あゝたとかくのもそし　式曰凡神泉苑迴地十町内令
京職栽柳町別七株　又堤の外ハ荒地あゝハ櫻杉檀栗の樹と
植てよし洪水出る時水ハ堤ゝ障て萩ハ充置し令營
繕式曰凡堤内外并堤上多殖榆柳雜樹充堤堰用と是ハ
堤井ゼきの用ハ没ゝるゝ故なり　駿河風土記曰槇田堤
郡民植柳栗紅別一千丁丁食充國府師家其食塩
充御保由居廬崎海戸三年別防河使令之正事矢　○堤ハ
栄つゝるハ堤なりあはゝいりえあ多うハ小
に築ハ置しまおハ築付置うのと栄小にとゝ使ハ
ていそぐ築にゝゝ東人ハ栄勢とそぐゝ○堤

茅渟のあまり斜ならぬ大敵一信の清るつ
し天智紀三年於筑紫築大堤貯水名曰水城むらしハ土
と築城と云へ已然巨川ゑどの水衝によく隄決ゑむ
ゑどるゑハを地形ゑ隨て二重隄を設べし其交球平日ノ
田疇ゑかし変て可出隄を此傍あり凡隄を修繕ゑるゑ
ハ隄足と堅固ゑすべし隄の裏土と取べらゑ素足て
川中の高ゑの土と固く掘て取べし是を壺掘といへ
○易ゑ千丈之堤以螻蟻之穴潰といへり隄ゑ孔あら
ハ速ゑ塞へし凡隄のひよりゑ流ゑ傍ゑ隄表のひ
城水竹みゑゑ流こゑ海ゑ刺沁れハ水流ゑより溜

書紀竟宴
和歌集
堤ゑ
難波の
ゑ
つきそ
ゑ
て
ゑと
ゑ
ゑハ
ゑ
ゑ
ゑ
豊浦宮ゑ
推古天皇の皇
居の名也

甲隈藪より出る毛時隈表より茅藻類と持うけ漏穴と塞く
面し又右のごとくまてを漏穴知るべきもの八埃土の
馬繋と馬繋八埃土のうちより水表の方へよりも掘揺まを
れハ第一堤の上と漏穴もいつれ易し此時八埃灰茅茨
ふくもの物せを土手土と密密く面しを掘揺まてと
漏穴知かるべきもの水漏の上行より土地沢山より打続密
より漏穴閑くもの堤欠漏より上地土おのつから
落重水止るもの○西土宋朝河決の事歴々ありて文
彦博が隈岸の決溢八天災まあるを寛より人力不至也と
いひしもとおりの分を面し

井剡（サセキ）和名鈔○剡ハ甕也凡水ヨ井トシテ皆ハ汲ル所ヨリ出井ヨリ出ル河ヨリ為世久新撰字鏡　井手　万葉集○手ハ道ヨリ

堰埭和名鈔引唐韻堰埭壅水也字書壅水為埭曰堰　壅堨字典壅堨以土障水也魏志劉馥治吳塘諸堨以溉稲田

蕃名カドデイキ

令義解曰堰所以畜水而不流者也川と築切石を交方より仕出し川の真中ゆく築留置し大川と築切ゆは流さ所ゆく見合置し是を大に分くゆ理道要訣云秦以李冰為蜀郡太守造百丈堰灌田數千頃蜀以富饒○川築留かゆく乾時ハ土石ゆと俵ゆ入させ大にの所へ第方よりと

拵りけ築留し○川ゆ窪き所ゆく押埋みを水枕てゆと

のと二ゆ出ゆゆく造りの川の恰好よりゆ凡什ゆ留し川

の流分ゆゆく変より十ゆ或二十ゆとゆて築のこと

く水枕ゆてゆと流ゆく地高の方へ沿ゆ高し留し地

窪の方へ行ゆの低き方へ水流しゆくれハおの

つゆ窪くゆ所ゆ上地低き方へ砂と押ハみ埋ゆ

きゆうゆと通鑑魏紀云將濟豫作土豚過斷湖水土豚亦作土塍土以草裹土築城及填水也○容齋四筆云乾道九年秋贛吉連雨

暴漲予守贛方多備土囊壅諸城門以杜水入

世俗うよみ為して塩ゆうナ丈皆スハ三十間と迫てらし

宗葉集
信濃国
汐湖門
流る

是地方の方なりして此方より引潮きかくのごとし

尾の浦とゝやゝ
かゝ
ゝ
ゝ
井
ゝの
ゝや
けさ

是地信濃国大方口ゝ
ゝ
ゝ

茅搦 万葉集○堤ハ土ヲアツメテ水ヲセキトヾムル

柴柵 柵ハ本竹ヲアツメテ水ヲセキトヾムル 莊子内支盈于柴柵字典ニ柴別作寨非是

水柵 若溪岸稍深ク田在高處水不能及則於溪上流作柵遏水使之旁出下概以及田所

寨柵 三才圖會排木障水也

水柵 農政全書

蕃名カアイ

東鑑泰衡於阿津賀志山築城壁國見宿與彼山之中間俄構口五丈堀堰入逢隈川流柵○古今集ニ秋萩トヨガ〻ふせてゆく野の月まはなれそてなく音のちやけき題昭日

野の萩ヒ折伏くるを仰ヤて志ガ〻みとゑ柵の字なり

荒籠 古事記作八目荒籠取其河石合驢布裹其竹葉又如此云々八目の荒籠とて石と裹ハ即今の石籠の

衛 荒籠ニハ字眼の粗大なるヒ

石籠 蛇籠 凡其ヲ編テ名物一ツ〻也

石籠 三才圖會石籠判竹或用藤蘿或木條編作圈眼大籠長可三二丈其高約四五尺以籤椿止之就置田頭内貯硯石用擗暴水或相接連延遠至百步若水勢稍高則壘作重籠亦可遏止如遇隈岸盤曲尤宜周折以禦奔浪併作泗流不致衝蕩堰岸農家瀕溪護田多習此法比於起壘堤障甚省功力亦作囤明成祖永樂十年工部主事藺芳立治囤之法云

臥牛 石笆 以上同上○笆

蕃名ステーンコルフ

籠ハ堤涯ヨハ居シ水涯ヘハなしづゝしかゝ水ハ

出乃さきの幅ちゝる籠と仕里出の上ヨて石と填淳本

ゆくゝ籠へ籠を水の上ヨ籠と仕里出の中ヨ籠と拄

古今六帖
大ぬ川
きれ
の
ふる
年
ふる
我こそ
と
ぬれ
そ
やけ
出隄
石籠

散木奇集
せきもり
せし
さの
中川
つら
ぬて
井ぐい
の
波の
音
滝の
音
樹杙
石囲
亂杙

て作りて石と実を置し簀の内とは水揚葭葦類を多く植付へし根除くを為りて土をかゝむるり又竜ふて保ぐるき所ハ石簀を築き其内を石垣と云ふ製板杭杙をて柱を立一間おきに丈夫なる杙を打衝木を貫し或ハ竹をてかゝるを常ハ小杙とも杙の色ハ大石中ハ細石を実ふ山ハ石を積るもハ多くハ流ふへし凡み中ハ用るの材ハ松ハ杉土ハ鑿て久ハ堅て朽ぜ又ハ石を頼て石簀を造ハ大小ともハ常ハ積たみ中を上ハ出して水野ハ多くがあるし但水大ハ流ハ つまて土ハ詰て寄きゝ

ゝ中簀僵て作簀と欲ゝゆ水上ハ埋簀を設く色し埋簀ハ水上ハ中樋とも深きより二尺許も深くもりて川底の地形ハより一尺ハ低くもの也うる埋しるを○堰筆の高ハ国と川の度狭ハつけて作なる堰川表みゝとくるしゝを川裏を敬ハゝて よし○又石簀設ゝきゝ簀の根立ふくゝ流ハ簀の上に木と架して土ハ積ふ土と積ふしかくすれハ重ハ多て簀の根おのれゝ地ハ入ふ為し時揺ぐぬゝを○大川を渡ハ川上より始て小川石川ハ川末ハ是後ゆへし○川中ハ出洲置洲家洲等ハ多ハ海の

左右ニ樹杙を多くの出し石籠を以て仕かけ水れはを水
勢を押まして沙砂おのゝ流れ数多を我柱ハ上の石
筆の重まして漸くと土ニ入さと深くおしさて我の裏
ひよ復と泥砂溜りて家溜出来るハくして土砂を
多く流さ出し○或曰堰堤の堰ハ筋直ニ引くと雖共と
て小川ハ水勢出ハたがりてを不へ水流ニ土清て茶
濁り川流高く勢とをりて流を支るを多しれよかハ
を流の屈曲ざはやうに流と出るを多くしきれとと
是ハ塹濠乃細流の事を多り○むゝ大坂川中の事を
出極石堤を砌て水勢をして自疾かゝ出あつゝ不習俗

水攻水の策を後年ゝ元禄中ハ行りてを横堤と為く
濠を撤てを除と新開ゝ出るを田穀数を石を得て土
民之と利とをるゝ事ハ
和法所の水田ハ多く溜泥ハ侵て流を決壊の水田之
乃ち石淀後とをりて復治ハ出ゝるを多ゝ
是元来ハ勢を変して泥沙の塞さを多く悪流へ等
くの水田を出ゝ
悪てを出堤を廃る為ハ勢緩くをりて泥沙を洗い流
ゝを力を多く漸ゝ水上ニ堆積て田地を漫蕪せをり

国立公文書館
National Archives of Japan

堰樋 古事記亦真樋とも
又或又此井とも
杭和名鈔○字鏡杙 川堰東鑑
樋杙 説文○爾雅樹謂之杙字彙欄竪木杙也
椿樋 農政全書樹立椿樋以抵潮汐
蕃名ヘイパル

凡樋ハ樟樋 承樋 乱杙 川除樋等の製あり 乱杙の新ハ川流の一方ハ偏て隈と岸を防ぐ為也 出水ハ出水ハ能く載る之と用てあ多と殺う為也 大水とハ玉篇ハ樋所以輔木轉也此云川底へ潭出て能く載て之上ハ古呂婆せまる者是なり 川底へ潭出て能く載て之上ハ能と載ても填ても移水ハ起しかハ入るなり 出ハ上流ハ流ハ向てハ せまるなわし 或直く或邪とも流しと流又潭出ハ流ハ川の大小ハ

と一反ハ高きて之上ハ篠ハ沙と泥せ生ずるハ竹ハ
て柵と結ひ水の世を通ずハ流やうハ多くし凡杙の根
の石を塡し杙の間と坂を防ハ流の勢強く川ハ深く洗ハ
ある杙保りくし凡杙ハ一尺ハ七八本あてハし川岸の
長木の長短大小ハ川の浅深巨細ハ為へし
濃しく流ハ新ハ下塡して出て能ハ川表を防ハ堰の
上と斜ハ大意ハ高ハ高ハ ○岸潮流く出ハ
き所ハ腐敗材と筏とし之ハ流ハ上ハ浮ハ大小の石と
積ハ筏とも水ハ之の上ハ沈つく之上ハ石と積立
し又或ハ或ハ筏縄ハ結ハし川の中ハ出て上ハ
石砂と含せ是数ハ為ハ延喜式曰凡堰川杭者不

論課不課戸皆令戸頭輸之川無乃出ハ大ハいでむ時の
考とふし出ハ也さ而の堤よさそ〻ぬをうま藥水乃蓋
てあ〻れ乃住海弱と〻おせよ○凡久〻き雨り凌堤
ま〻の最るハ上ら洗流きよ行〻を土中より久漏出
ほ有ありて竹芭の類を植て土と加〻む屋〻まを
ま已さなられハ等度時てを梅雨ふりぶるまハまを壞
る爲し

加世蓋川塞　田手搦

楗音健溝洫志作捷註樹竹塞水決之口稍々布插按樹之
河渠志武帝自臨下淇園之竹以爲楗塞決口註以草塞
其裏乃以
玉填之也

蕃名ドインヘルム

凡海川等の堤渫水食吹ま防所ハは亦竹芭茅ハ植う〻新
ま宜し古事景行巻曰定淡水門又作坂手池即植竹其堤
也〻あり竹ハ樹られ八土加〻ら乃爲なるま畿内河
功紀曰水至柔而能攻堅凡當其衝者雖鋏石必壞故以力
爭之者卒不能勝爲竹楗柔輭而狎承而制之則水無所施
其激搏之暴而自得循軌而行貞享中治大坂河也多下竹
篠分挿接樹以爲楗凡一百八十餘丈　本邦未嘗聞有爲
楗者今始用之〻〻〻〻然〻〻　景行の御時以竹植
堤しのおよ〻ま即楗あら但古文簡みて人生楗〻るを

察さ所耳

水留古事記

田中井戸催馬樂歌○鈔ゑ田中の井戸ハ池と掘て水と
とい　ふせ　ハゑと　溜井　水塞　由利　開田耕筆ゑ田乃ゑと取井戸ゑ
由利と云由ハ井ゑ通シ利
洲ゑ

陂塘農政全書○禮記畜水曰
陂塘字典築土遏水曰塘　水塘三才圖會帝湾池也
因地形坳下用之瀦
蓄水潦或修築圩
堰以備灌溉田畝

蕃名ワアトルコム　亦ヘイフル
溜池ゑと溉くゑの田所と池田ゑゑ駿河風土記池田

神社ハ所祭事代主命祈雨祭之ゑゑあるゑ云ゑ
し正字通俗壅水溉田曰陂田農の誘ゑ一用水一種物
三分ゑの三つと欠てハ田ゑゑ欠又五日乾ハ三割
違ひ十日乾ハ五割損ゑゑ崇神紀ゑ多開池塘以寛民業
是今の溜井の始ゑ垂仁紀曰令諸國多開池溝數八百
以農為事因百姓富饒天下泰平也豈ゑ忘て陂塘と
當へ生流と導ゑて高仰傳蹟の地といゑゑ所ゑ治て
稲田ゑなしゑるゑゑ水計ゑ十所の田へ引ゑ水ゑ五
百坪平均深三寸懸ゑと云ゑゑ溜井ハ山と庁ゑて堤と
築くゑ乳ゑ所ハ中ゑ井と掘てゑと呼ゑゑ溜

用水乃水勢と助ざれハ水乾て保ちがたし或曰溜井を仕立ハ埴土と馬糞と等分につく切交ぜて面を塗て乾固地坼ハ復塗重ね字を凍坼ぎてよく保ちまた又曰麦を入て三日の内雨ふらざれハ埋麦早りて穂付かたしかゝる時ハ新しき溜井ハ水保ぐこと天水場ハかゝる溜井をこしらへ麦畑ハ常ハ修理をなし溜井をもつく水乏き所ハ大くぼりあるもいうかゝりて川尻て六歩十歩の広さにても水田と為ん○凡旱損の所ハ溜池と堤を築き乾燥土ゆゑ水浅乾て池ハ水たまりぐるしとあり其場ハ堀ハ又ハ柳の木と植て

麦ハ一毎ごとにて水おのつから溜るまた又治田の水捷多き所ハ田一帯ハ水たまりゆゑ田の中ハ堀を掘水と乏き溜池ハ引ものゝさきれハ田小溜水深まゝ熇に便の事後紀曰許曾部朝臣帯麻呂等言大和國廣瀬郡田畴多敷灌既乏水伏望以公田七町築堤為池同利公私其功食等並用私物許之○周書地官稲人掌稼下地以豬畜水以防止水註以水澤之地種穀豬畜流水之陂也防豬旁隄也

槭書紀○又渠槽の字と訓ず注渠槽ハ木戸通水道者曳織具の梭と同意也按玉篇槭決塘水類篇通陂竇和名鈔引

杜甫
六月青
稲多千
畦碧泉
亂挿秧
適云已
引溜加既
灌更僕往
方塘決渠
當新岸
公私各
地着浸
潤無天旱

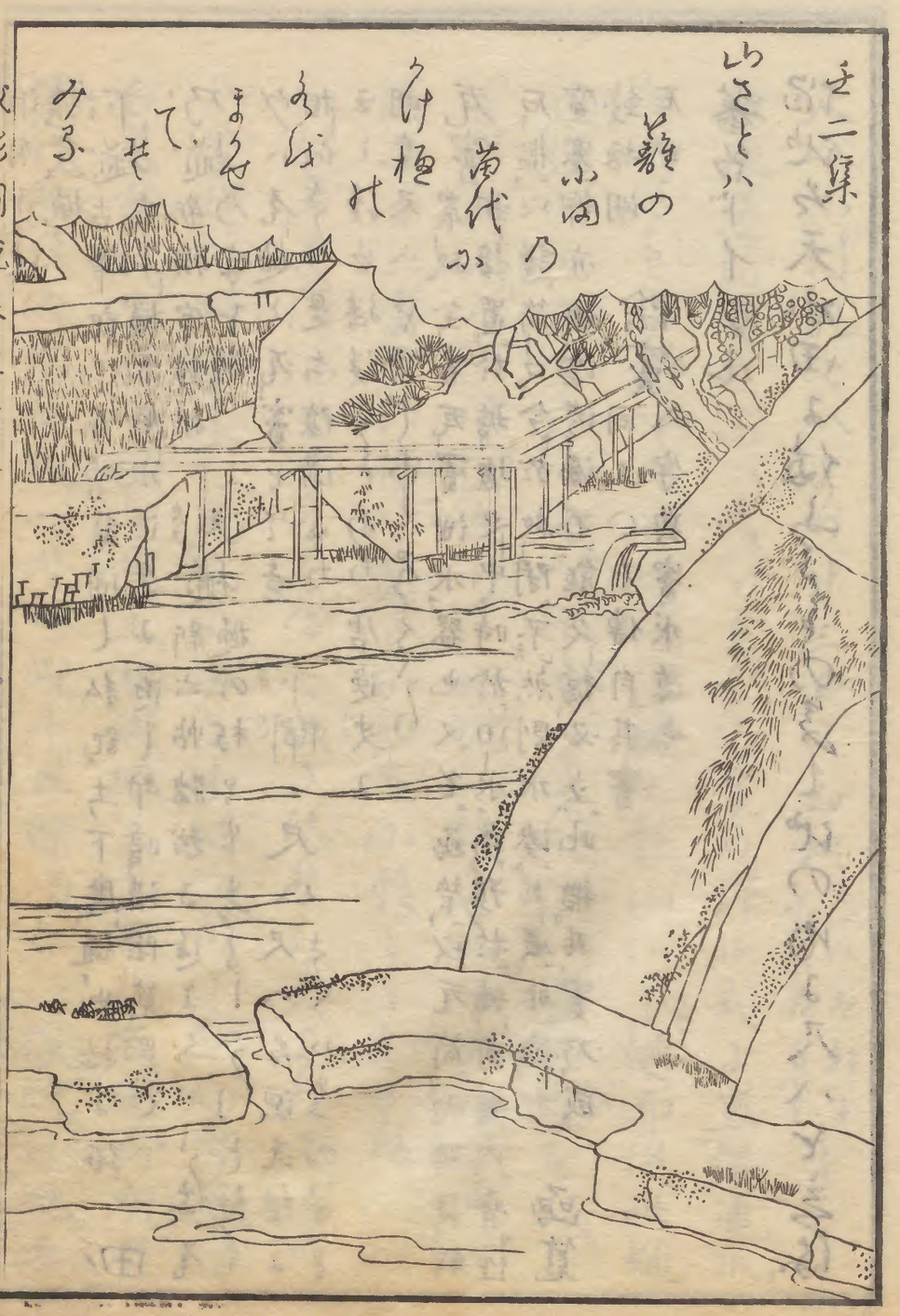

淮南子訣
塘發槭
下樋 古事記○万葉集回し私記土下度樋也按ふ俗田言土樋亦底水道是ふ近し即暗溝陰覓記
乃樋 新撰字鏡樋 瓦樋 新六帖踏越る道ふ〻ゝ〻ゝ〻ゝ

十餘頃是尺八の水ばりけりとれ回し　又白居易石函記わり文是と見ゆ

懸樋（カケヒ）姓氏録械の字を訓巳新山帖ゆやくくの字掛筧の竹乃ゑうけてさのむうきゑの行をもちゐし

通樋（トヒ）　架越（カクシヒ）

架槽　三才圖會木架水槽也間有聚落去水既遠各家共力造木為槽遞相嵌接不限高下引水而至如泉源頗高水性趨下則易引也或在窪下則當車水上槽亦可遠達若遇高阜不免避礙或穿鑿而通若遇坳險則置之以木駕空而過若遇平地則引渠相接又左右可移隣近之家足得借用

連筒　同上○杜甫詩連筒灌小園

類篇通水器亦作筧水筧也集韻以竹遞水也

蕃名ワアトル・レイデインング　規

井樋（ヒ）　和名鈔○械の字を為比ゑと訓なまと書紀ゑは械と比ゑとのゝよゆれしうり今俗圷樋の字を用う一説ゑは池樋の義ゑわ勝間田の池乃いいゑと詠めり

樋口

閘門　正字通舊注同牐今按漕艘往來市石左右如門設版曰閘河設水時啟閉以通舟水容一舟衙尾貫行門曰閘門河官司之　斗門大學衍義補

水閘　三才圖會

蕃名ハルデユール・ハンデ・デイキ

閘ハ備蓄洩之溝ゝハ田ヘ水をかけ引ゝもるゝ是を伏ゝ示淺く伏ゝ数ゝあゝ所ゝ深く掘伏下土と平ゝ均し閘（ヒ）を伏両岡を堅（カタメ）実て取合ゝ閘のいゝゝ口ゑ内の河堤のおゝゝ表裏を築てよし是ハ大

水の吋閘の戸を閘ふよ用弱くなりやすきものゆえ石
砌を築て閘の戸を立ゑ二重ゑ立ゑ間ゑ板入
ざるもの凡用水ハ樋一尺四方ゑてゑ水ハ百町の田を
潤ふといつり王禎稙論云蓄陂塘以豬之置隄閘以止之
○落堰ハ流を新を堰ゑ用ゑ上堰さ
らへゑも工夫を費やさり少し間数多きも淺き所を見
計て堰源を置し水よく通ゑて堰さらへゑ工夫を省
ゑ堰を設せゑ先一ゑん堰てゑ少し通しゑんちゑら
ゑ里ゑ上ゑ下の田を損し堰てゑ水ゑ用ゑ
置し○悪水落堰ハ川ゑより堰初て川上を細河ゑ潰く
堰置し悪水を落ゑ用ゑ○用ゑ堰

名川上を潰く低く川ゑ城細く高く堰てよしゑゑざ
れゑ流ゑゑゑゑゑゑ繰ゑし先川上ゑり堰初て用ゑ
を太の地へゑゑゑ置し堰の坪を一坪大拾人足二人
荷四分は　ゑ里の徒足一堰ハ二十二
ゑゑゑ

金綱井書紀○今言絞車井ゑり太平記掘巻ゑ書ゑり繰
ハ索に鉄索を用ゑし井車ゑと　ゑいゑしへ
足金綱ゑいいしゑゑ
彈罐
桔槔桔亦作槔莊子桔槔者引之則俯含之則仰通俗文機汲水也
蕃名ヒエツトヒエムムル

此ものの用力少而見功多しと称次然るとも數千畝の田
に水を盈さんとするものは井戸を掘り水を汲まんと
ならば川渠の所は水上に架して樋を引き高し大桶
を設けて槽より田に汲かたよろし
投罐 和名鈔罐汲水器也 水汲
蔓瓶の潤なるを瓶といふ閉とくつ
水斗 品字箋挹水者禮大記木角註角斛水之汁廣
韻斗舟中渫水器也 豆今の阿加登利なり
蕃名ウロルプロンムル
かゝる人相對して手緒便ち執て稲田へ櫂漑とのみ

水車 日本後紀

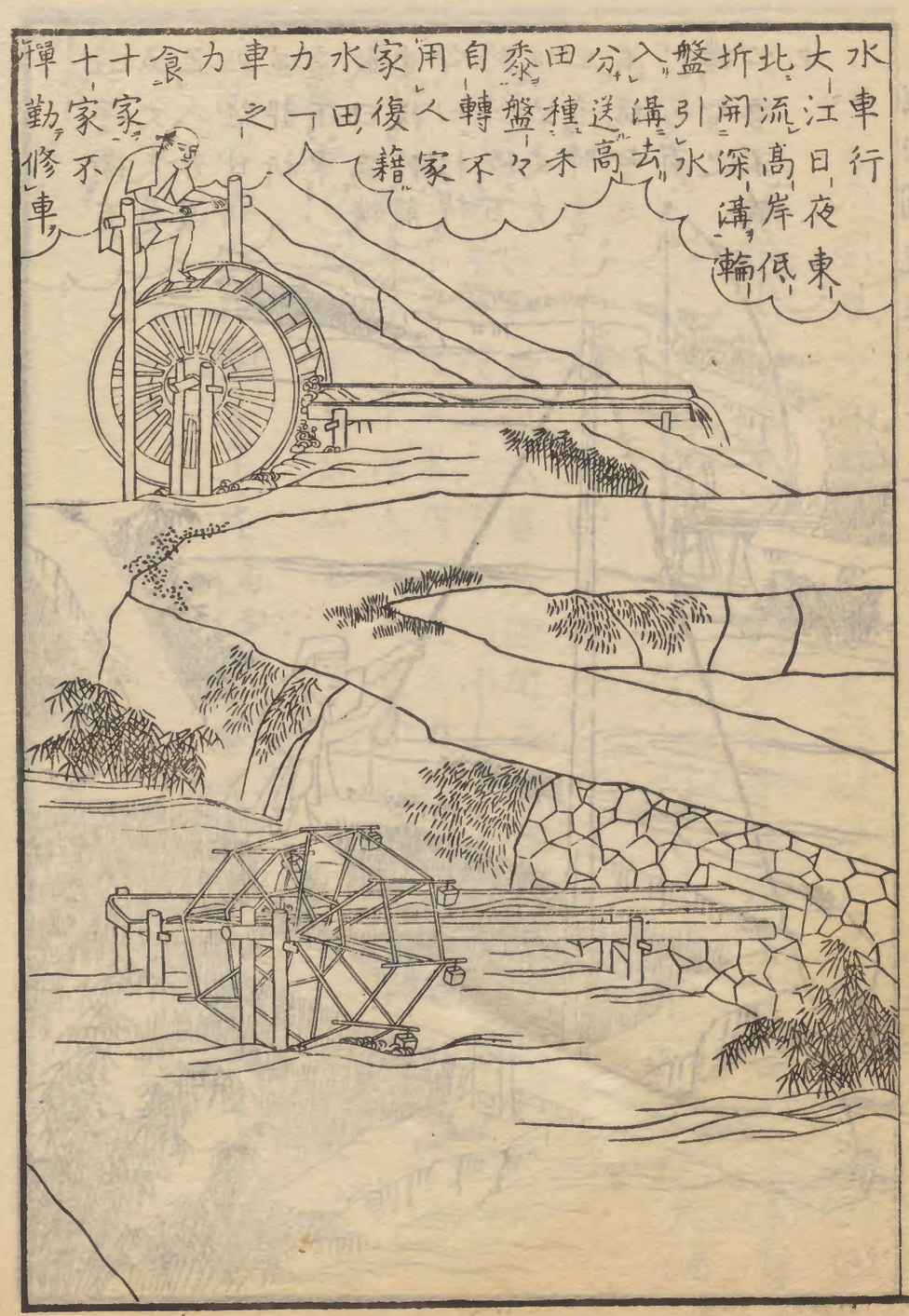
水車行
太江日夜東
北流高岸低
折開深溝輪
盤引水入溝去
分送高田種禾
黍盤々不
自轉用人家
家復藉水田
力一車之
食力十家
十家不
憚勤修車

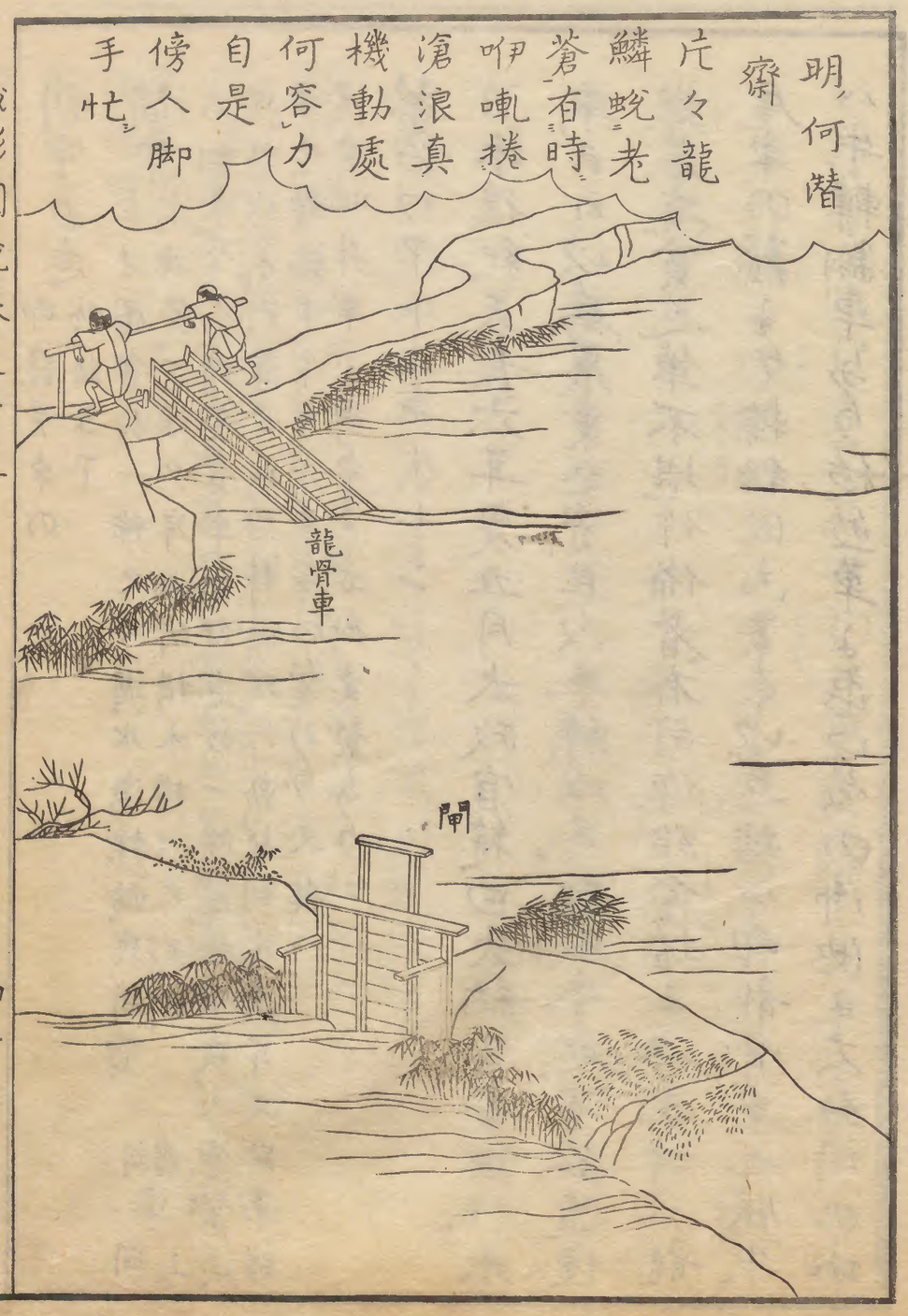
明何潛
齋
片々龍
鱗蛻老
蒼苔時
咿軋捲
滄浪真
機動處
何容力
自是
傍人脚
手忙
龍骨車
閘

利宇古志 即龍骨車の約語なり

筒車 三才圖會於一輪之一週水激轉輪衆筒兠羽番車同上

水次第下傾於岸上所横木槽謂之天池

云翻車今人謂龍骨車也行道板一條隨槽濶狹人憑架上

蹈動枴木則龍骨板隨轉循環行動板刮水上岸又蹈車踐

車牛轉翻車牛曳水車等の製あり又龍

尾車恒升車玉衡車も亦斯変製なり

蕃名ワアトルモーレン

日本後紀天長六年夏五月太政官符曰大納言安世作水

車云云以為農業之資其以手縛以足蹈服牛廻等各隨便

宜若有貧乏輩不堪作備者有司作給今按ふ以手縛ハ龍

尾車の類にて輪軸のたぐひ以足蹈ハ即龍骨車也服牛

ハ牛轉翻車なり徒然草ふ亀山殿の御池ふ大井川の水

と引せられむとて大井の土民に仰てゑ車を造られに

是多の銭を給て数日ふ営出して組まりくるふ大きく

特きりきれハ如うちの男人と呂て拵させられ出れハ

安らうに結てまわりせうりくるふ思ふやうふ結てゑ

と汲入ること堪ていかりくるふ○夫木集ふあるう

治の川淵のゑ車考そふまて夫は掛けるを

駒乃頭名物六帖○是車のゑ汲桶ふ板とおて

渇烏後漢張讓傳作翻車渇烏註渇烏為曲角以木引水上ふ

渇烏也○古雋考署渇烏受水之器如烏之渇飲也○亦

渇兎水龍亟同

蕃名

恒升車ハ俗言龍吐水ともいふなり製ハ革或ハ布にて囊とこしらへ筒のやうにして幾十間なりとも連ねてその一端と井泉の底ニ浸して左右より轅ふじにさしてこれを担ぎ上の一端を地ニ置ハ振つけ灌きかくなり是龍尾車等の及ざる所の谷立溝渠の水をもこれを以てこれハ山ハさかのぼりにくしと遠近ハ囊ハ相油とかしと漆塗めてみな洩さるとなり囊ハ屈伸自由ニ靭つるゆゑ遠近の田所ともえらぶなしこれを和蘭の製にて蕃名スポイトといふ

恒升車　蕃名數樸以鑼

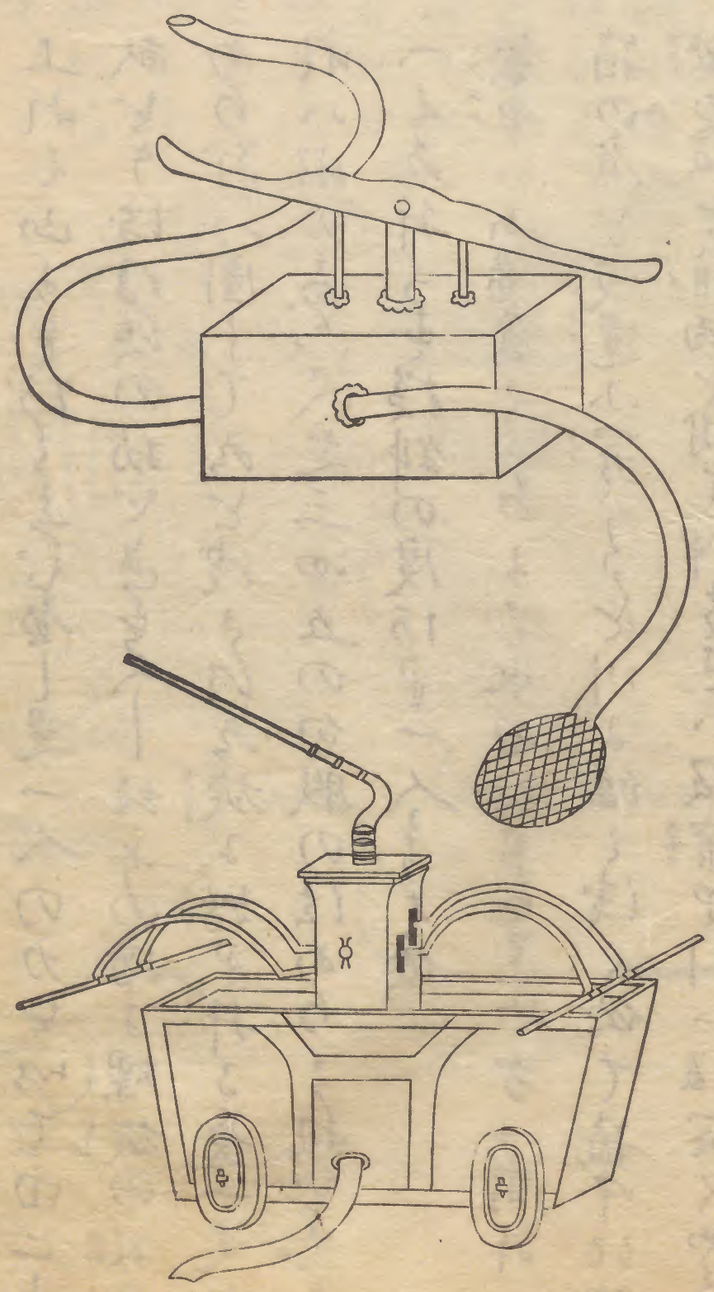

龍尾車ハ河流まて水を引揚るの器あり累接してわと上れを山あをいうまむ屈し是一人の力をもつて田二十畝をうるほす度の功をまるくしたるの内ハ螺旋の孔道ありかハ圍してみを洩さんを旋ル捻を升る長一丈なれハ水の高ハ大是三四五の句股の法ありこれを矢みへをみ升うを横斜の度ハ是一人まをを

鼈車ハ山陽道ハらまて水田に用る器や方一間許の箱の底を咬違ハ開ハらと川ハ嚙ム浅く伏て箱中に蝶鉸の板を箱柄を附て押ハさハ板窓を引ハ板開くやうハしてみを勢につまて升るまり柄の湯ハ拐ハり

玉衡車も井泉の水を掲(ミ)くるは水彈の製のまゝにふし
て田畝の旱のいるゝを一井をもて多く灌(ソヽ)ぎ數畝を溫(ウルホス)へ
し一人をもて一畝を動せども百泉逆上して高き升目いら
ゝ大旱ありとも數升と合て人力相代目汲取るゝ數
町の田とも乾涸(カラサ)ざるや是江河泉澗の多くして高卑の
上を越さしめ屈曲の經道をも設(ヤラ)しむつきの巧なり

水碓書紀
水車圖

宋耕織圖

娟々月過墻蕭々風吹葉田家當此時村春響相答行聞炊玉香會見流匙滑

槽碓

更須水轉輪地碓勞蹴蹋

金葉集

早き瀬

水碓 増續韻府○三才圖會機碓水搗器也桓譚新論水碓曰輻車註今俗依水涯壅上流設水車轉輪與碓身交激使自舂即其遺制也又輻車水磨水磑水轉礱也水轉碾也

蕃名スダムプ・モーレン

天智紀九年造水碓而冶鐵式ゝ此事載らしぬゝ生鋏

と源頼らゝ山城志曰於堰渠作水車轉磨磑

曾布豆 島嵐の曾富騰ゝ出し足動かさゞして自舂ゝ

嵐ら無名氏詩野碓無人水自舂こゝ為水牌ゝ

今備中國曾布豆谷

此者の曾賓ら作所ゝ

太郎 水鳴子

曾布豆 碓俗言左迂

槽碓 三才圖會碓梢作槽受水以為舂也凡所居之地間有減細後梢深濶為槽可貯水斗餘上此以厦槽在厦外乃自上流用筧引水下注於槽水滿則後重而前起水瀉則後輕而前落即為一舂如此晝夜不止可得米

匂 正字通山居者剡木為匂

西斛日省二工以歲月積之知非小利承澗流為小碓水滿匂碓首仰起就臼自舂遲速小異功倍杵舂俗謂之匂

蕃名シケツプスダムプル

水梟 天智紀十年献水梟○漢語鈔準繩の字と訓めり

埜準 水盛 水繩

水平 通典木槽長二尺四寸兩頭及中間鑿為三池三池各置浮木上建立齒以水注之三池浮木齊起眇目視之三齒齊平則為天下準置照版度竿亦以白繩計其平則高下丈尺分寸可知謂之水平○衍義補疏家謂以水平地於四角立四柱於四柱以水望其高下即知地之高下然後平高就下而地乃平殆今世所謂水平也

準繩 孟子○前漢律歷志繩直生準準者所以揆平取正也○埶音藝又與闌同考工記匠人建國水地置埶以縣疏埶柱也

以縣者欲取柱之景先須柱正欲柱正當以縄縣而垂於柱之四角四中縄皆附柱則柱正矣

蕃名ワアトルパス

凡平原の地ハ新小渠溝を疏さんとするその地面の高低とまろぐさき時ハ夜中を將ハ掘らんとするの地面の一町或ハ半町毎ハ篝火を燃し川上ハ下流を望み觀るハ其火光の高低を察して地面の優劣を審にし又川流の澱泥を浚ふハ舟の上ハ篝火を焚て火光をつもぎんて川面の淺深を識ふとあり漢溝洫志觀地形令水工準高下河内圖書ハ譽田八幡宮四季神事の中正月十四日月新を更て曲物ハ水を入れハ月を

新六帖
あ引の
山ハ無
ふ
ハ
ハ
ハ

とも年中は水汁何合とする是祢宜の役なり

水脈津籤萬葉集に水脈御石と填しなども恐は尺の義訓よりてなるべしうづとしうひ學に曰尺すとも
るしるしなどを立置て御樹しるしなんともいかゝし
衛石と書るは石表を恐は越乃浪敷と
年山紀聞に恐は越乃浪敷と
あるは却てくるしかるべし
水尾木尾或深の字なる江河潮に堪もる所を
舒明紀に平水表政とある水表は遠方の潮なり
亦深遠をもいふ
水極　水尺
水則西湖志呉越王鏹鏐築塘以捍江水置鐵幢三以為水
則則幢製如杵徑七八寸出土可三尺餘其趾入土不知
若干
蕃名メートパアル

類聚國史難波江始立澪標○雜式曰凡難波津頭海中立
澪標若有舊標朽折者捜求拔去うい學曰如尾張第八
葉遠津淡海に佐田江もよまれと新撰は太宰府
にまきえ乃つるよしぎられいつもいれども
よ名高し○水極の一製に川中一大杙の柱を建杙の内
に竿を挿て竿のかなぼをに浮むやうかしてれ
の淺深に從て竿の口より上に浮出ほ
ふと高下あり是をもて水乃出是とをるなり水を掬し出
れは竿急高く拔出るゆゑ遠方よりとその出是を見こ

宮内省図書寮

戍形圖說卷之十二終

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan